

令和6年度第10回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年1月27日（月）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	関山	美智子	9番	鈴木	透
4番	小林	茂	10番	井上	昌之
5番	香坂	政博	11番	中村	隆一
6番	野谷	茂	12番	橘川	均

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

8番	内山	昌代	9番	鈴木	透
----	----	----	----	----	---

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議案

- 第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

皆さんおはようございます。新年最初の総会ですので、おめでとうございます。また今年もよろしくお願いいたしますと思います。

それから、先日、地域計画の意見交換会が開催されました。こちらについてもまたご協力のほどよろしくお願いいたしますと思います。

それでは令和6年度、第10回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第10回総会の議事録署名委員につきましては、8番内山委員、9番鈴木委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得する場合は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただければよいことになっております。

今回、相続により所有権を取得された農地は、農業委員会によるあっせん等の希望がありませんでしたので、資料に地図を添付しておりませんが、農地の場所は、森ノ脇橋の南側の位置にある土地で、山西地区内で1筆となっております。

なお、相手方への届出の受理通知書については、1月7日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届け出ることで許可は不要となっております。その際に、農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は、市街化区域内での第5条による転用1件の届出を受理しております。

土地の場所については、関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは梅沢老人憩の家の北側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、12月16日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第17号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

川勾地区の報告について、野谷副会長、よろしくお願いします。

【委員】

それでは報告いたします。1月16日に山西・川勾地区農業委員2名及び事務局で現地確認をいたしました。

対象地は、二宮西中学校の南側にある農業振興地域の農地1筆の内、転用する面積は693.05㎡です。

今回の申請は譲受人が駐車場として使用するため農地転用をするものです。

なお、対象農地は適切に管理されており、周辺の状況から見ても農地転用は問題ないと思われま

す。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第17号について、補足説明いたします。

本案件は、駐車場としての農地転用で賃借権の設定となります。

譲受人は産業廃棄物の収集運搬業を営む方で、事業拡大のため、新たに運送業の許可取得を進めており、現在の保有台数に加え新たに車両を購入する必要があることから駐車場が必要となったことが理由となります。

なお、工事期間は許可日から1か月ほどの予定となっております。

関係資料につきましては、1ページに許可申請書、2ページに案内図、3ページに公図の写し、4ページに求積図、5ページに土地利用計画図、6ページに事業計画書、7ページに理由書を添付しております。

それでは2ページをご覧ください。当該地は二宮西中学校の南側に位置する農地となっております。

当該農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第3種農地に該当せず、市街地として発展する可能性のある区域内の農地ということで、立地基準については第2種農地に該当します。

続いて5ページの土地利用計画図をご覧ください。

当該地の利用方法ですが、駐車場は外周を単管パイプ、アルミ・鉄板にて土留めをし、砂利敷き後に転圧を行い、それ以外の土地の形状変更等は行わずに駐車場として利用します。

また、雨水については、自然浸透できなかった分は前面道路側溝に流す計画となっており、道路管理部局とも調整済みとなっております。

なお、市街化調整区域の農地転用については、許可権者が神奈川県であるため、農業委員会としては、許可相当又は不許可相当を判断し、神奈川県に意見進達することになっています。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

農業委員会が判断する所ではないかも知れませんが、農地転用を必要とする理由の中に、一般貨物自動車運送事業の許可申請を検討しているとありますが、おそらく駐車場は事務所併設でなければならず、また、事務所併設ができない場合は休憩が取れる小屋などが必要ではないでしょうか。農地転用ができたとしても運送事業の許可が取れるのか単純に疑問に思いました。

もう1点は産業廃棄物の収集運搬をやっているということで、積替保管がここで行われなければよいのかなと思います。

しかし、よく見ると行政書士が関わっているので、きちんと許可は取れそうですね。

【事務局】

行政書士の方が代理人として間に入っています。転用の許可が取れても他の許可が取れなければ意味がないということで、運送事業の許可も取れる見込みということを確認して申請をいただいております。

【委員】

承知しました。

【委員】

不勉強で申し訳ありませんが、第1種農地、第2種農地、第3種農地の違いを教えてください。

【事務局】

第3種農地につきましては、都市的整備がされた区域内の農地や市街地にある区域内の農地で、立地基準は原則許可です。

第1種農地につきましては、10ヘクタール以上の集団農地や生産力の高い農地で、立地基準は原則不許可です。

農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第3種農地に該当しない農地、市街地として発展する可能性のある区域内の農地は第2種農地となっており、立地基準は第3種農地に立地困難な場合等には許可することになっています。

【委員】

先ほどの運送事業の許可が取れなかった場合、農地転用をした意味がなくなってしまうのではないですか。違う形で転用されるとよくないと思います。

【事務局】

転用の許可が取れた際に運送事業の許可も取れなければ意味がないので、総会資料には添付していませんが、運送事業の許可申請の進捗状況資料も提出していただいで確認をしています。

【議長】

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請について、「許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「許可相当とする」ことといたします。

【議長】

続きまして、議案第18号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第18号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

川勾地区の報告について、野谷副会長、よろしくお願いします。

【委員】

1月16日に借受予定者立ち合いのもと、山西・川勾地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

No. 1では4筆ありますが、借りる方が2人いらっしゃるのややこしいかも知れませんが、はじめに、No. 1及びNo. 2の対象農地の場所は、山西の上原及び川勾の前畑に位置する農業振興地域の農地2筆で、面積の合計は2,419㎡です。

続いて、No. 1及びNo. 3の対象農地の場所は、同じく川勾の前畑及び雲雀田に位置する農業振興地域の農地2筆で、面積の合計は2,390㎡です。

それぞれの借受予定者から営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第18号について、補足説明いたします。

はじめに、No. 1からNo. 3については、中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは、議案第18号関係資料をご覧ください。

No. 1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを12ページから14ページに添付しております。

借主は現在、かながわ農業サポーター事業により農地を借り耕作をされておりますが、認定期間が満了となるため、12月の総会において新規農業者資格の認定を受け、農地の利用権を新たに3年間更新するものとなっております。

続きまして、No. 3についても地中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、15ページから20ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを21ページから23ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を、新たに3年間更新するものとなっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございます。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第18号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」とことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会